

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領

制定	平成 20 年 5 月 30 日	林業第 010270 号
改正	平成 21 年 5 月 13 日	林業第 010193 号
改正	平成 22 年 5 月 27 日	林業第 2 3 7 号
改正	平成 24 年 5 月 25 日	林業第 3 3 9 号
改正	平成 25 年 6 月 5 日	林業第 5 0 9 号
改正	平成 28 年 6 月 13 日	林業第 4 1 3 号
改正	平成 28 年 11 月 29 日	林業第 1 4 9 2 号
改正	平成 29 年 5 月 17 日	林業第 2 0 3 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	林業第 1 9 4 0 号
改正	令和元年 6 月 14 日	林業第 6 0 7 号
改正	令和 2 年 6 月 12 日	林業第 4 8 8 号
改正	令和 3 年 5 月 26 日	林業第 3 9 3 号
改正	令和 5 年 5 月 2 日	林業第 3 7 9 号
改正	令和 6 年 5 月 21 日	林業第 4 8 7 号

(目 的)

第 1 この要領は、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、事業の適正な執行を期することを目的とする。

(関係法規)

第 2 事業の実施については、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官通知。）、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容等)

第 3 事業の内容及び採択基準は、別記 1 のとおりとする。

- 2 別記 1 に定める事業区分については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 168 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり、知事へ提出するものとする。ただし、過去 1 年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 3 事業実施主体は、別記様式 1-4 の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式 1-5 の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、毎年 4 月 15 日までに都道府県知事へ提出するものとする。

(事業計画の承認)

第 4 市町長は、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業計画（以下「事業計画」という。）承認申請書（様式

第1号)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画においては、別記2に基づき指標を定めるものとする。

(事業計画の変更)

第5 市町長は、交付要綱別表1の重要な変更に伴う事業計画の変更を行う場合においては、事業変更計画書(別添様式1-1)を作成し、交付要綱第5条第3項に規定する変更承認申請書に添付するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知(以下「交付決定」という。)を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業を実施する必要があるときは、市町長は必要性を十分に検討した上、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届(様式第2号)を作成し、知事に提出するものとする。

(事業の完了検査及び完了確認調査等)

第7 事業の完了検査及び完了確認調査については、次によるものとする。

(1) 市町長は、間接補助事業者の事業が完了したときは、完了検査を行うものとする。

また、市町長が完了検査を行う場合は、完了確認調査報告書(様式第3号)の確認内容に準じて行うものとする。

なお、農林事務所長は、市町長から要請があった場合は、市町長が適切かつ効率的な検査が実施できるよう市町の検査に立会し、指導・助言を行うものとする。

(2) 市町長は完了検査が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて所轄農林事務所長に提出するものとする。

ア 見積書、契約書、納品書等の写し

イ 完了写真(納品状況及び規格が確認できる写真)

ウ 検査確認関係書類の写し

エ その他知事が必要と認めるもの

(3) 農林事務所長は、実績報告書が提出されたときは、完了確認調査(書類の審査及び現地調査)を行うものとする。

(4) 農林事務所長は、完了確認調査が完了したときは、実績報告書に完了確認調査報告書(様式第3号)を添えて林業課長に提出するものとする。

2 事業の完了前に行う出来高の確認については、次によるものとする。

(1) 市町長は、必要と認めるときは、知事に出来高の確認を依頼することができる。

また、出来高の確認を依頼するときは、出来高確認依頼書(様式第4号)を提出するものとし、実績報告書に添付する書類のうち、確認者が出来高を確認するために必要と判断する書類を添えるものとする。

(2) 農林事務所長は、出来高確認依頼書が提出されたときは、該当する部分について出来高確認調査を行うものとする。

(3) 農林事務所長は、出来高確認調査が完了したときは、出来高確認依頼書に出来高確認調査報告書(様式第3号)を添えて林業課長に提出するものとする。

(4) 出来高確認調査が完了したものについては、第1項に定める完了検査及び完了確認調査のうち、検

査内容が重複する部分を省略することができるものとする。

（事業達成状況の報告）

第 8 市町長は、事業計画に定められた指標の達成状況について、事業完了の翌年度から別記 2 に定める目標年度までの全ての年度において調査を行い、各調査年度の翌年度の 7 月末日までに達成状況報告書（様式第 5 号）により知事に報告するものとする。

2 前項の報告で達成率が 80%未満となった年度においては、その要因及び目標の達成に向けた取り組みを別様に記載し、達成状況報告書に添付するものとする。

なお、改善措置等を第 10 により実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

（事業評価）

第 9 市町長は、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施し、費用対効果分析結果報告書（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。ただし、被災施設等の再整備を実施する場合は対象外とする。

（1）事前評価

市町長は、第 4 に定める事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、その結果について、知事に報告するものとする。

なお、費用対効果分析については、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 900 号林野庁長官通知）に基づいて行うこととする。

（2）事後評価

市町長は、第 8 に定める達成状況報告書の目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、その結果について、目標年度に係る達成状況報告書と併せて知事に報告するものとする。

（3）その他

市町長は、前項の報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

（改善措置等）

第 10 市町長は、事業計画において個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を知事に報告するものとし、知事は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

なお、低調である場合とは、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合とする。

（1）事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が 3 年間連続して 70%未満となった場合又は単年度で 50%未満となった場合

（2）事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が 70%未満となった場合

2 市町長は、前項（1）又は（2）の場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 11 条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について、改善措置実施報告（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能な事態の場合は除

く。

- 3 市町長は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して 5 年間、改善措置に対する達成状況について、達成状況報告書（様式第 5 号）に準じて知事へ報告するものとする。
- 4 市町長は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が 50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を知事へ報告するものとする。
- 5 知事は、市町長から 4 による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、市町長に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。

（関係書類の整備）

- 第 11 事業実施主体は、事業に係る経理及び処理経過が明確に分かるように別記 3 に掲げる関係書類及び簿冊を整備し、事業完了後 5 年間保存しておくものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等は、個々の処分制限期間内は、当該事業に係る補助金交付申請書及び精算書を保存しておくものとする。

なお、関係書類の種類及び様式については、各事業実施主体の実情に応じて適宜作成できるものとする。

（施設の管理）

- 第 12 事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- (2) 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- (3) 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立に努めるものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量等

ウ 施設の所在（設置場所）

エ 管理責任者

オ 利用者（使用者）の範囲

カ 利用方法（使用方法）に関する事項

キ 利用料（使用料）に関する事項

ク 施設の保全及び償却に関する事項

ケ その他管理に必要な事項

- (4) 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号大臣官房経理課長通知）」を適用するものとする。

(補助金の適正な執行の確保等)

第13 市町長は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。

2 県は、市町長に対し、事業の実施及び補助金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

(書類の提出)

第14 この要領に基づき知事に提出する書類は、事業実施主体の所在地を所轄する農林事務所を経由して、林業課へ提出することとする。ただし、第7に定める出来高確認依頼書においては、農林事務所長へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年度事業から適用する。

この要領は、平成21年度事業から適用する。

この要領は、平成22年度事業から適用する。

この要領は、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成28年11月29日以降から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和6年度事業から適用する。

別記 1（第 3 関係）

事業の内容及び採択基準

事業区分	事業種目	事業内容	採択基準等
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備	林業機械導入	（採択基準） ①機械の規模、性能等が受益範囲、利用計画等から見て適正であること。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあつては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。 ② 1 事業費は、おおむね 500 万円以上とする。なお、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は本規定にかかわらず、1 事業費の基準は設けないものとする。 ③受益範囲において、素材生産量若しくは素材生産性の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。 ④事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。 ⑤補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が 10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が 3 台未満である場合は次のイからオ）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。 ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の 7 割以上を達成していること。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。 イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備高性能林業機械等における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。 ウ 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること。 エ 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること。 オ 資金の調達が確実であること。 ⑥被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域における生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、③～⑤の規定は適用しない。

事業区分	事業種目	事業内容	採択基準等															
			⑦ 次の a 又は b のいずれかの要件を満たす者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う高性能林業機械等の導入であること。 a 年間 3,000 m³以上の素材生産実績を有すること。 b 機械導入の翌年度までに 3,000 m³以上の素材生産量を達成できること。 ⑧ 協定等により出荷先が確保されていること。 ⑨ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施すること。 (事業実施主体) - 国が定める事業の規程に準ずること。 (上限事業費) - 購入価格 1 台あたりの上限事業費は次のとおりとする。 <table><tr><td>ア</td><td>プロセッサ</td><td>2,400 万円/台</td></tr><tr><td>イ</td><td>ハーベスタ</td><td>2,700 万円/台</td></tr><tr><td>ウ</td><td>フォワーダ</td><td>1,200 万円/台 (積載量 3.0t 以下) 2,300 万円/台 (積載量 3.1t 超)</td></tr><tr><td>エ</td><td>タワーヤーダ</td><td>3,200 万円/台</td></tr><tr><td>オ</td><td>林業用四輪駆動ダンプトラック</td><td>880 万円/台</td></tr></table> (ダンプトラックの国費補助額は、事業費にかかわらず 1 台につき 200 万円を上限とすることから、事業費の上限額を超えた場合の協議は不要とする。) ※上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。 (事業の実施) - 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより最低価格を採用すること。 (その他) - 機種がプロセッサ、フェラーバンチャ、ハーベスタ及びフォーク収納型グラブバケット (フェリングヘッド付きを含む。) の場合は、ヘッドのみの導入も対象とする。 - 林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法その他積載物の運搬に係る法令を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。 - ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。 ・四輪駆動であり、トランスミッションはMTであること。 ・積載量は 2 t 以上 4 t 未満であること。 ・排気量は 4,000cc 以上であること。 ・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。 ・最小回転半径は 6m 以下であること。 ・LSD (リミテッド・スリップ・デフ) 又は LSD と同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。 ・1 速の総減速比 (1 速の変速比×最終減速比) が 29.5 以上であること。 ・リヤデフまでの高さ (最低地上高) が 160mm 以上	ア	プロセッサ	2,400 万円/台	イ	ハーベスタ	2,700 万円/台	ウ	フォワーダ	1,200 万円/台 (積載量 3.0t 以下) 2,300 万円/台 (積載量 3.1t 超)	エ	タワーヤーダ	3,200 万円/台	オ	林業用四輪駆動ダンプトラック	880 万円/台
ア	プロセッサ	2,400 万円/台																
イ	ハーベスタ	2,700 万円/台																
ウ	フォワーダ	1,200 万円/台 (積載量 3.0t 以下) 2,300 万円/台 (積載量 3.1t 超)																
エ	タワーヤーダ	3,200 万円/台																
オ	林業用四輪駆動ダンプトラック	880 万円/台																

事業区分	事業種目	事業内容	採択基準等
			であること。 ・荷台は林業用に架装していること。 イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。 ・車体に法人名等が印刷されていること。 ・運行記録、業務日報が整備されていること。 ・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。 ・IoT ハーベスタについては、データと連携した作業指示や造材した丸太のデータ（径級、長さ、材積、造材位置等）をインターネット等を介して共有できる機能を備えた機種であること。

別記 2（第 4、8、10 関係）

指標のガイドライン

- 1 このガイドラインは、様式第 1 号、様式第 5 号及び様式第 6 号を作成する場合に適用する。
- 2 個別指標の設定単位は、事業実施主体及び施設ごととする。

事業区分	個別指標	備 考
高性能林業機械等の整備	素材生産量（目標値） 素材生産性（目標値）	目標設定年度等については、国が定める事業の規程に準ずること。

別記 3（第 11 関係）

関係書類の整備

以下の書類のうち、2（3）、4 及び 6 は完了時に補助事業者へ提出し、その他の書類は完了検査で確認することとする。

- 1 予算書及び決算書
- 2 経理関係書類
 - (1) 金銭又は現金出納簿
 - (2) 収入・支出整理簿
 - (3) 証拠書類（見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
- 3 その他証拠書類
合法木材等ガイドラインに係る事業者認定証
- 4 契約関係書類
入札願末書、契約書、施行写真（成果品）等
- 5 往復文書
補助金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認通知書類、実績報告書等
- 6 施設等の管理関係書類
財産管理台帳、管理規程（下記参照）
【管理規程】
 - (1) 目的
 - (2) 施設の種類、構造、規模、形式等
 - (3) 設置場所
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者（使用者）の範囲
 - (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
 - (7) 利用料（使用料）に関する事項
 - (8) 機械の保全及び償却に関する事項
 - (9) その他管理に必要な事項

様式第1号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業計画承認申請書

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第4の1の規定に基づき、事業計画書を添えて
申請します。

(注) 1 事業計画の様式は、別添様式1-1による。

2 添付資料は次のとおりとする。

- ・事業計画概要図（既存の市町地形図等（縮尺は5万分の1程度））
 - (1) 計画地域（市町）の位置及び区域
 - (2) 本事業で整備する施設等の事業対象区域（機械設置計画場所を○印（赤色）で図示し、それらの名称を記載する。）
- ・別添様式1-2「誓約書」（森林組合が事業実施主体の場合を除く。）
- ・別添様式1-3「事前点検シート」

作成年度	〇〇 年度
市町名	

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業

事業（変更）計画書

第1 個別事業計画

(1) 事業概要

※施設整備の方針、事業の内容（森林経営計画の認定面積及び施業委託者数（ha、者）、導入機械の内容（架線系、車両系など）と対象地域（団地、ha））、受益の範囲、森林整備との関連及び事業効果等について記入する。

(2) 事業実施期間

(3) 施設の利用計画等

事業実施主体	機械施設 数量	型式規模	耐用 年数	事業費	経 費 内 訳			利用 方法	個 別 指 標							費用対 効果分析 の結果	公庫資金	備考
					補助金	市町	その他		個別指標	単位	現状値 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)		
				円	円	円	円											

- (注) 1 機械施設は、要綱別表2の工種又は施設区分による。整備数量を記入する。
- 2 型式規模には、メーカー、型番及び能力等の表示を記載し、カタログ又は仕様書、規模等決定根拠資料を添付する。
- 3 補助金は、千円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 機械の導入に係る見積書の写し（予算要望時の見積書の写し可）を添付する。
- 5 利用方法には、「自社」（事業主体自らの事業実施のため施設を導入するもの）又は「共同」（事業主体の構成員の利用に供するため施設を導入するもの）に区分して記入する。
- 6 個別指標及び目標年度は、別記2により記入し、目標値の設定根拠資料を整理すること。
- 7 現状値は、直近3ヶ年の平均値とする。ただし、実績が3ヶ年に足りない場合は単年度でも可とする。また、実績がない場合には現状値を0とする。
- 8 事業費は、消費税込みの金額とする。
- 9 費用対効果分析の結果には、算定結果を記入すること。また、併せて「費用対効果分析結果報告書」を添付すること。
- 10 補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考の欄に「融資該当有」と記載すること。
- 11 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金（補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業も含む。）又は農林漁業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「○」を付すこと。
- 12 国庫補助事業名を備考欄に記入する。
- 13 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載し、補助金変更承認申請書に添付すること。

第2 収支計画

事業実施主体	機械施設	収 支			備 考
		項 目	現 在	目 標	
		収 入			
		支 出			
		差 引			

- (注) 1 現在の収支には、最近3ヶ年の平均収支を記載し、目標の収支には、この事業による機械導入後（概ね5年後）の導入機械による素材生産事業等に係る収支計画を記載する。
- 2 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。
- 3 支出は、固定経費及び変動経費の合計とし、その積算根拠を添付する。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 〇〇 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

事前点検シート

事業実施主体名			
実施年度	〇〇	年度	総事業費 千円
			(うち補助金 千円)

1 計画全体について

	項 目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。		
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。		
(3)	事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。		
(4)	目標値については、県や市町等における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。（※1）		
(5)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。（上回っていない場合、その理由が整理されているか。）（※2）		
(6)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。		
(7)	他事業補助金との重複はないか。		

(注) 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「－」を記入すること。（必要に応じて名称等を記入）
2 (※1) : どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載すること。（別様可）
3 (※2) : 県又は市町等が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠（理由）を備考欄に記載すること。（別様可）

2 個別事業について

	項 目	事業実施主体名 事業区分	チェック欄			備考欄
(1)	事業実施主体の適正性					
	ア 要綱・要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。					
	イ 高性能林業機械等の林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体となっているか。					
	ウ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設等運営が行われることが確実であると認められるか。					
	エ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。					
	オ 過去に実施した補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていない					
	カ れに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。					
(2)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。					
(3)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。					
(4)	補助対象となる施設等を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く。）					
	ア 制度融資名					
	イ 金融機関名					
(5)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。					
(6)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。					
(7)	事業費積算等の適正性					
	ア 事業費の算出は、県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。					
	イ 整備コスト等の低減に努めているか。					
	ウ 建設費が施設等ごとの上限事業費の範囲内となっているか。					
	エ 下限事業費が定められている場合は、その金額以上となっているか。					
	オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）					
(8)	施設等の仕様は、県や市町等において一般的に使用されているものを基準としているか。					
(9)	施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。					
(10)	個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。（受益戸数を記入すること。）					
(11)	個人施設等への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。					

2 個別事業について

	項 目	チェック欄			備考欄
		事業実施主体名			
		事業区分			
(12)	高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。				
(13)	要綱・要領に定める施設等ごとの要件を満たしているか。				
(14)	事業による効果の発現の見通し				
	ア 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。				
	イ 算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。				
	ウ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（算定数値を記入すること。）。				
(15)	整備後の施設の管理・運営の見通し				
	ア 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。				
	イ 施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。				

(注) チェック欄には、事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「－」を記入すること。（必要に応じて名称等を記入）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時 (します) ☐	報告時 (しました) ☐

	チェック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合 (該当しない ☐)
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合 (該当しない ☐)
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合 (該当しない ☐)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、施業等) に努める

	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、
「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐
	チェック	（１）エネルギーの節減	
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	
	チェック	（２）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐)	
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	チェック	（３）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑥	☐	資源の再利用を検討	
	チェック	（４）生物多様性への悪影響の防止	
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐)	
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない ☐)	
	チェック	（５）環境関係法令の遵守等	
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解	
⑩	☐	関係法令の遵守	
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない ☐)	
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	

注：（２）、（４）の⑦若しくは⑧又は（５）の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

〇〇 年度 佐賀県間伐等森林整備促進対策事業 交付決定前着手届

〇〇 年 月 日付け 第 号で事業計画の承認を受けたこの事業について、
下記の条件を了承のうえ、交付決定前に着手します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合、若しくは補助金交付決定を受けることが無い場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
事業内容	
事業費 (うち消費税額)	
着手予定年月日	
交付決定前 着手の理由	

様式第3号

完了確認調査（出来高確認調査）報告書

事業名	〇〇年度 佐賀県間伐等森林整備促進対策事業		
事業主体 (補助事業者)		事業実施主体 (間接補助事業者)	
施行箇所		事業内容	
交付決定日	年 月 日	変更交付決定日	年 月 日
当初事業費		変更事業費	
補助金額		間接補助金額	
着工年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
契約年月日	年 月 日	市町検査日	年 月 日
契約工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
間接補助金交付 (予定) 年月日	年 月 日	実績報告書の 事業完了年月日	年 月 日
確認内容		適	不適
○ 交付決定補助金額に変更はないか。		☐	☐
○ 交付決定日以降に着手しているか。		☐	☐
○ 見積書が2者以上の者（原則県内業者）から徴収されており、適正な価格で購入されているか。		☐	☐
○ 市町の完了検査は適切に行われているか。		☐	☐
○ 市町の間接補助金交付日と実績報告書の事業完了日は一致しているか。		☐	☐
○ 実績報告書の収支精算書に誤りはないか。		☐	☐
○ 実績報告書（出来高確認依頼書）に添付書類漏れはないか。		☐	☐
○ 書類の保管は適切か。また、5年保存とされているか。		☐	☐
以上のとおり確認調査しました。			
確認調査日 年 月 日			
確認調査者 所属 職 氏名			
所属 職 氏名			

(注) 次の書類を添付すること。

- ・別添様式3-1「完了確認調査（出来高確認調査）調書」
- ・確認調査状況写真（書類・現地）
- ・事業完了及び確認内容を確認できる書類

様式第4号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

〇〇 年度 佐賀県間伐等森林整備促進対策事業 出来高確認依頼書

〇〇 年 月 日付け林業第 号により交付決定の通知があったこの事業について、出来高の確認を依頼したいので、佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7の2(1)の規定に基づき提出します。

記

事業内容	
事業費 (うち消費税額)	
事業実施主体	
施行箇所	

上記のうち出来高分

事業内容	
事業費 (うち消費税額)	
施行箇所	
請負等業者 住所・代表者	
着手年月日	
完了年月日	

(注) 添付書類…出来高を証する書類で県が別に定めるもの。

様式第5号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 名

〇〇 年度 佐賀県間伐等森林整備促進対策事業 達成状況報告書

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第8の規定に基づき、事業計画の達成状況について報告します。

(注) 以下の書類を添付すること。

- ・別紙様式5-1「事業達成状況報告書」
- ・様式第6号「費用対効果分析結果報告書」(目標年度の報告の場合)

1 個別指標等の達成状況

事業区分	事業実施主体	事業内容	個別指標		達 成 状 況					備考
			内容	単位	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	目標年度 (年度)	
高性能林業 機械等の整備					計画					
					実績					
					達成率					
					計画					
					実績					
					達成率					

- (注) 1 記載要領は、別添様式1-1に準ずる。
2 事業実施主体、個別指標、高性能林業機械等の整備を行った機種ごとに作成し、行については、適宜加除すること。
3 「事業内容」欄は、事業量、機械施設等も含めて記入する。
4 達成状況は、「計画」欄に事業計画書の数値を記入し、これに対する「実績」の割合を「達成率」として%（小数点以下四捨五入）で記入する。
5 国庫補助事業名、機械の稼働時間及び稼働日数を備考欄に記入する。

2 収支実績

事業実施主体	機械施設 数量	導入 年度	項目	目標値	運用開始年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)	備考
			収入								
			支出								
			収支差								
			収入のうち 公的資金等								

- (注) 1 この事業による機械導入後の導入機械による素材生産事業等に係る収支実績について記載するものとし、記載要領は、別添様式1-1の第1 (3) に準ずる。
2 事業実施主体、高性能林業機械等の整備を行った機種ごとに作成し、行については、適宜加除すること。

3 総合評価

事業区分	現状の分析とその評価	今後の課題とその解決策
高性能林業 機械等の整備		

費用対効果分析結果報告書

- 1 市町名
- 2 事業実施主体名
- 3 事業実施年度 年度

4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業種目	市町	事業実施主体	施設名	効果計測項目	投資効率
高性能林業機械等の整備	林業機械作業システム整備					

5 費用対効果分析結果個別表

施設名

区 分		効 果 等
投下した総事業費 A(千円)		
効果の内訳 ① ② ～		
年総効果額 B(千円/年)		
総合耐用年数 C(年)		
還元率 D		
妥当投資額 E=B÷D(千円)		
廃用損失額 F(千円)		
投資効率 G=(E-F)÷A		

(注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付すること。
2 効果の内訳については、算定した効果額ごとに記載すること。

様式第7号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市町長名

改 善 措 置 実 施 報 告

佐賀県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第10の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

事業実施主体	
事業内容	
事業費 (うち消費税額)	
個別指標	
個別指標の 達成状況	
改善措置の内容	○要因分析 ○今後の改善策
改善措置の 実施時期	

※経営診断書、目標値の算出根拠、費用対効果分析結果表を添付すること。